



愛媛県報

発行 愛媛県

平成23年2月8日火曜日 第2240号

◇ 目 次 ◇ 告 示

救急病院の協力申出（3件）.....	78
大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	78
保安林の指定.....	79
保安林の指定の解除.....	79
市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	79
開発行為に関する工事の完了.....	79
道路の区域変更（県道双岩停車場和泉線）.....	80
道路の供用開始（県道佐田岬三崎線）.....	80

公 告

愛媛県基幹ネットワークシステム運用管理・利用支援業務の委託.....	80
広報紙の印刷及び配布業務の委託.....	81
愛媛県漁業取締船用燃料の購入.....	82

選挙管理委員会告示

愛媛県選挙管理委員会事務専決規程の一部を改正する規程.....	83
愛媛県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程.....	84

雑 報

危険物取扱者試験の実施に関する公示.....	85
消防設備士試験の実施に関する公示.....	85

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第138号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成23年2月8日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
医療法人愛媛会石川病院	四国中央市上分町732番地1	医療法人愛媛会	平成26年1月31日まで

○愛媛県告示第139号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成23年2月8日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
財団法人積善会附属十全総合病院	新居浜市北新町1番5号	財団法人積善会	平成26年1月31日まで
愛媛県立新居浜病院	新居浜市本郷三丁目1番1号	愛媛県	平成26年1月31日まで
社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院	西条市朝日市269番地1	社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛媛県済生会	平成26年1月31日まで
西条中央病院	西条市朝日市804番地	社会医療法人同心会	平成26年1月31日まで
横山病院	西条市小松町新屋敷甲286番地	医療法人俣清会	平成26年1月31日まで

○愛媛県告示第140号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成23年2月8日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
松山赤十字病院	松山市文京町1番地	日本赤十字社愛媛県支部	平成26年1月31日まで
愛媛県立中央病院	松山市春日町83番地	愛媛県	平成26年1月31日まで
総合病院松山市民病院	松山市大手町二丁目6番地5	財団法人永頼会	平成26年1月31日まで
南松山病院	松山市朝生田町一丁目3番10号	医療法人仁友会	平成26年1月31日まで
野本記念病院	松山市三番町五丁目12番地1	医療法人財団仁清会	平成26年1月31日まで
梶浦病院	松山市三番町四丁目8番地1	医療法人慈愛会	平成26年1月31日まで
愛媛生協病院	松山市来住町1091番地1	愛媛医療生活協同組合	平成26年1月31日まで

○愛媛県告示第141号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに四国中央市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

平成23年2月8日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日	届 出 日
三島ショッピング	四国中央市具定町字倉之内500番地3	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社ママイ ほか2者	株式会社ママイ ほか3者	平成22年12月1日ほか	平成23年1月28日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに四国中央市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

次のように保安林の指定を解除する。

平成23年 2月 8日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除に係る保安林の所在場所
西宇和郡伊方町塩成字振峯乙212の5
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
海岸保全施設用地とするため

○愛媛県告示第142号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成23年 2月 8日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 保安林の所在場所

南宇和郡愛南町緑甲2039の1、甲2040の1、甲2041の1から甲2041の6まで

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

緑甲2040の1・甲2041の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び愛南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第144号

今治市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・奈良之木地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成23年 2月 8日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・奈良之木地区）計画書の写し
 - (2) 今治市土地改良事業分担金等徴収条例の写し
- 2 縦覧期間
平成23年 2月 9日から 3月 9日まで
- 3 縦覧場所
今治市役所玉川支所

○愛媛県告示第143号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、

○愛媛県告示第145号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成23年 2月 8日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
22中局建(開)第59号 平成23年1月28日	伊予郡砥部町高尾田858番2、859番2、860番5、861番2	松山市大橋町92番地3 有限会社 ホームアンドホーム

○愛媛県告示第146号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年2月8日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県 道	双岩停車場和泉線	八幡浜市谷10番耕地425番2地先から 同市谷10番耕地415番1地先まで	旧	メートル 7.0~13.8	キロメートル 0.079	
			新	7.8~22.3	0.079	

○愛媛県告示第147号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年2月8日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	佐田岬三崎線	西宇和郡伊方町三崎4330番2から 同町三崎1848番まで	平成23年2月8日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成23年2月8日

愛媛県知事 中村時広

1 入札に付する事項

(1) 件名

愛媛県基幹ネットワークシステム運用管理・利用支援業務の委託

(2) 委託業務名及び数量

庁内LANシステム運用管理・利用支援業務 一式
農業土木システム運用管理・利用支援業務 一式
土木システム運用管理・利用支援業務 一式

(3) 委託業務の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 委託期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(5) 委託業務の履行場所

知事が指定する場所

(6) 入札方法

(ア) この入札は、愛媛県電子入札運用基準(製造の請負等編)

に基づき、所定の手続きにより紙入札を承諾した場合を除き、入札書の提出、開札等の行為を電子入札システムにより行う。

なお、電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合は、紙入札を行うものとする。

(イ) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成20年度、平成21年度及び平成22年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 委託業務と同程度のネットワークシステム運用管理業務の実績を有し、委託業務について、適切かつ迅速に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札による場合にあっては、次の掲げる場所へ、持参又は郵送等（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。以下同じ。）により提出すること。
愛媛県企画情報部管理局情報政策課ネットワーク運営係
〒790 - 8570
愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2
電話（089）912 - 2289
- (2) 入札書の受領期限
平成23年 3月23日（水）から平成23年 3月24日（木）までの電子入札システムによる当該入札案件受付時間中。（午前 9時から午後 5時までをいう。）
- (3) 入札説明書の交付及び仕様書の閲覧方法
(1)に掲げる場所で交付又は閲覧する。
- (4) 開札の日時及び場所
平成23年 3月25日（金）午後 2時
愛媛県庁本館 1階 企画情報部管理局情報政策課システム設計室
- 4 その他
- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- ア 確認申請書の提出場所及び提出方法
電子入札により提出すること。ただし、紙入札方式による場合にあっては、3の(1)に掲げる場所へ、持参又は郵送等により提出すること。
- イ 確認申請書の受領期間
平成23年 2月 8日（火）から平成23年 3月16日（水）までの電子入札システムによる当該入札案件受付時間中（平日の午前 9時から午後 5時までをいう。）
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
委託業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered :
Operation management・Use support service for Administrative Affairs Local Area Network, 1 set
Operation management・Use support service for Agricultural Engineering System, 1 set
Operation management・Use support service for Public Works System, 1 set
- (2) Time limit of tender : 5:00 p.m., 24 March 2011
- (3) For further information, please contact :
Network Management Section, Information Policy Division, Administrative Subdepartment, Planning and Information Department, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan
Tel 089 912 2289

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成23年 2月 8日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
広報紙の印刷及び配布業務の委託
- (2) 委託業務名及び数量
広報紙の印刷及び新聞折り込み業務、一式
- (3) 委託業務の内容等
仕様書による。
- (4) 委託期間
契約締結の日から平成24年 3月31日まで
- (5) 委託業務に係る成果品の納入場所
仕様書による。
- (6) 入札方法
入札金額は、一部当たりの単価とすること。
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成20・21・22年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4の規定に該当しない者であること。
- (2) 委託業務と同程度の印刷及び新聞折り込み業務の実績を有し、委託業務について、適切に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県企画情報部秘書広報局広報広聴課広報係
〒790 - 8570

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

電話 (089)912 - 2241

(2) 入札書の受領期限

開札の日時に開札の場所へ持参して提出するか、又は平成23年3月25日(金)午前10時00分まで(必着)に(1)に掲げる場所に郵送(書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの。以下「郵便等」という。)により提出すること。

(3) 入札説明書の交付方法

ア (1)に掲げる場所で交付する。

イ 交付期間

公告の日から平成23年3月14日(月)まで。ただし、執務時間中(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ。)に限る。

(4) 開札の日時及び場所

平成23年3月25日(金)午後2時

愛媛県庁第二別館5階入札室

(5) 入札書の提出方法

持参又は郵便等により提出すること。電送による提出は認めない。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 確認申請書の受領期限

平成23年3月14日(月)午後5時15分までに、3の(1)に掲げる場所へ持参して提出、又は郵送すること。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

委託業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be rendered :

Printing a monthly newsletter and inserting it into newspapers, 1 set

(2) Time limit of tender : 2:00 p.m., 25 March 2011 (tenders submitted by mail : 10:00 a.m., 25 March 2011)

(3) For further information, please contact : Public Relations Section, Public Relations Division, Secretary and Public Relations Subdepartment, Planning and Information Department, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan
Tel 089 912 2241

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成23年2月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

愛媛県漁業取締船用燃料の購入

(2) 購入物品名及び数量

軽油(免税・J I S K 2204 2号)

約372,400リットル

この数量は、過去1年間の購入実績に基づく数量であり、平成23年度の納入量を保証するものではない。

(3) 購入物品の内容等

入札説明書による。

(4) 納入期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(5) 納入場所

松山港及び宇和島港の愛媛県漁業取締船桟橋又は愛媛県が指定する愛媛県海域

(6) 入札方法

ア 入札は、愛媛県電子入札システムによる電子入札により行うこと。ただし、愛媛県電子入札運用基準(製造の請負等編)(以下「運用基準」という。)8(1)又は(2)の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にとっては、紙入札を行うことができる。

イ 入札金額は、100リットル当たりの単価で記載すること。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、契約単価は、入札書に記載された金額を100で除し、1リットル当たりの単価とする。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成20・21・22年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規

- 定に該当しない者であること。
- (2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- 3 入札書の提出場所等
 - (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
 愛媛県出納局会計課用品調達係
 〒790 - 8570
 愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2
 電話 (089)912 - 2156
 - (2) 入札書の受領期間
 電子入札による場合は、平成23年 3月23日 (水) 午前 9時から同月24日 (木) 午後 1時59分まで
 紙入札による場合は、平成23年 3月24日 (木) 午後 1時59分まで
 - (3) 入札説明書の交付方法
 (1)に掲げる場所で交付する。
 - (4) 開札の日時及び場所
 平成23年 3月24日 (木) 午後 2時00分
 愛媛県庁舎 総務部会議室 (入札室) 本館 2階
- 4 その他
 - (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
 愛媛県会計規則 (昭和45年愛媛県規則第18号) 第135条から第137条の規定による。
 - (3) 入札者に要求される事項
 この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。
 なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- 提出期限：平成23年 3月16日 (水) 午後 5時00分
- (4) 入札の無効
 2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
 要
- (6) 契約保証金
 愛媛県会計規則 (昭和45年愛媛県規則第18号) 第152条から第154条までの規定による。
- (7) 落札者の決定方法
 この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (8) その他
 - ア 入札書の提出方法
 電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。
 運用基準 8(1)又は(2)の規定により紙入札による入札が承諾された者は、入札書を直接又は郵便 (書留郵便に限る。) により提出すること。
 - イ 詳細は、入札説明書による。
- 5 Summary
 - (1) Nature and quantity of the product to be purchased :
 Light Oil (tax exempted, JIS K2204 No.2) approximately 372 A00L
 - (2) Time limit of tender : 1:59P.m., 24 March 2011
 - (3) For further information, please contact : Supplies Procurement Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan
 TEL089 912 2156

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第7号

愛媛県選挙管理委員会事務専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年 2月 8日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

愛媛県選挙管理委員会事務専決規程の一部を改正する規程

愛媛県選挙管理委員会事務専決規程 (平成20年 3月愛媛県選挙管理委員会告示第16号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(書記長及び地方書記長の専決事項)	(書記長及び地方書記長の専決事項)
第 2 条 省略 2 愛媛県選挙管理委員会規程第12条第 3 項の規定に基づく愛媛県選挙管理委員会地方書記長 (以下「地方書記長」という。) の専決事項は、委員長の権限に属する事務のうち、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。	第 2 条 省略 2 愛媛県選挙管理委員会規程第12条第 3 項の規定に基づく愛媛県選挙管理委員会地方書記長 (以下「地方書記長」という。) の専決事項は、委員長の権限に属する事務のうち、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1) 愛媛県議会議員の選挙における次に掲げる事項（当該地方書記長の所管区域に属する選挙区に係るものに限る。）

ア・イ 省略

ウ 法第164条の5第2項の規定に基づく標旗の交付に関する
こと。

エ 省略

オ 省略

カ 省略

キ 省略

ク 省略

ケ 省略

コ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18第1項
の規定に基づき特定寄附金とみなされる法第189条の規定に
よる選挙運動の収支報告書により報告された寄附の支出金の
確認に関すること。

サ 省略

シ 省略

ス 省略

セ 省略

ソ 省略

タ 愛媛県選挙公営実施規程（昭和44年11月愛媛県選挙管理委
員会告示）第2条の規定に基づく表示板の交付に関するこ
と。

チ 愛媛県選挙公営実施規程第22条の規定に基づく腕章の交付
に関すること。

ツ 愛媛県選挙公営実施規程
第49条の規定に基づく選挙公報の掲載文の訂正に
関すること。

テ 省略

(2)・(3) 省略

3 省略

(1) 愛媛県議会議員の選挙における次に掲げる事項（当該地方書記長の所管区域に属する選挙区に係るものに限る。）

ア・イ 省略

ウ 省略

エ 省略

オ 省略

カ 省略

キ 省略

ク 省略

ケ 省略

コ 省略

サ 省略

シ 省略

ス 省略

セ 愛媛県選挙公営実施規程（昭和44年11月愛媛県選挙管理委
員会告示）第49条の規定に基づく選挙公報の掲載文の訂正に
関すること。

ソ 省略

(2)・(3) 省略

3 省略

附 則

この規程は、平成23年3月1日から施行する。

○愛媛県選挙管理委員会告示第8号

愛媛県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年2月8日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

愛媛県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

愛媛県選挙管理委員会規程（昭和45年11月愛媛県選挙管理委員会告示）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（事務の決裁、専決及び代決）</p> <p>第12条 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 <u>書記長及び書記長補佐又は地方書記長及び地方書記長補佐が共</u> <u>に不在のときは、あらかじめ書記長又は地方書記長の定めた書記</u> <u>が代決する。</u></p>	<p>（事務の決裁、専決及び代決）</p> <p>第12条 省略</p> <p>2～5 省略</p>

附 則

この規程は、平成23年3月1日から施行する。

雑 報

○公 告

危険物取扱者試験の実施に関する公示

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5 第1項の規定により、愛媛県知事から委任された危険物取扱者試験を次のとおり公示する。

平成23年 2月 8日

財団法人 消防試験研究センター
理事長 関 口 和 重

1 試験日・受験願書の受付期間及び受付場所等

区分	試験日時	受験願書受付期間	受付場所（問い合わせ先）	提出方法
第1回	平成23年 6月12日（日） 開始時間 10時	書面申請 4月11日（月）から 4月21日（木）まで	書面申請 （財）消防試験研究センター 愛媛県支部 〒790 - 0011 松山市千舟町4 - 5 - 4 松山千舟454ビル5階 電話 089 - 932 - 8808 受付時間 8 : 45 ~ 17 : 00	書面申請 郵送又は持参 電子申請 インターネット 利用
		電子申請 4月8日（金）から 4月18日（月）まで		
第2回	平成23年 10月30日（日） 開始時間 10時	書面申請 9月2日（金）から 9月12日（月）まで 電子申請 8月30日（火）から 9月9日（金）まで	電子申請（問い合わせ先） （財）消防試験研究センター 企画研究部電子申請室（本部） 電話 0570 - 07 - 1000	
第3回	平成24年 2月12日（日） 開始時間 10時	書面申請 12月5日（月）から 12月15日（木）まで 電子申請 12月2日（金）から 12月12日（月）まで		

2 試験の種類別試験会場及び所在地

区分	試験の種類	試験会場	所在地	摘要
第1回 及び 第2回	甲種・乙種（第1類～6類） ・丙種危険物取扱者試験	新居浜工業高等学校	新居浜市北新町8 - 1	試験会場については、 人数等の関係により、 他の場所に変更するこ とがあります。
		松山工業高等学校	松山市真砂町1	
		八幡浜工業高等学校	八幡浜市古町2 - 3 - 1	
	乙種第4類（科目免除なし） ・丙種危険物取扱者試験	東予高等学校	西条市周布650	
		今治工業高等学校	今治市河南町1 - 1 - 36	
		吉田高等学校	宇和島市吉田町北小路甲10	
第3回	甲種・乙種（第1類～6類） ・丙種危険物取扱者試験	愛媛大学	松山市文京町3	
		松山工業高等学校	松山市真砂町1	

3 受験願書用紙・受験案内等の配布場所

- (1) （財）消防試験研究センター愛媛県支部
- (2) 愛媛県県民環境部防災局消防防災安全課
- (3) 愛媛県各地方局消防防災安全室及び各地方局支局総務県民室
- (4) 松山市消防局及び各市・町・地区消防本部

○公 告

消防設備士試験の実施に関する公示

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の9 第1項の規定により、愛媛県知事から委任された消防設備士試験を次のとおり公示する。

平成23年 2月 8日

財団法人 消防試験研究センター
理事長 関 口 和 重

1 試験日・受験願書の受付期間及び受付場所等

試験日時	受験願書受付期間	受付場所（問い合わせ先）	提出方法
平成23年 8月21日（日） 開始時間 9時	書面申請 6月27日（月）から 7月7日（木）まで 電子申請 6月24日（金）から 7月4日（月）まで	書面申請 （財）消防試験研究センター 愛媛県支部 〒790 - 0011 松山市千舟町 4 - 5 - 4 松山千舟454ビル 5階 電話 089 - 932 - 8808 受付時間 8：45～17：00 電子申請（問い合わせ先） （財）消防試験研究センター 企画研究部電子申請室（本部） 電話 0570 - 07 - 1000	書面申請 郵送又は持参 電子申請 インターネット 利用

2 試験の種類別試験会場及び所在地

試験の種類	試験会場	所在地
甲種特類・甲種 1類～5類・乙種 1類～7類消防設備士試験	愛媛大学	松山市文京町 3

3 受験願書用紙・受験案内等の配布場所

- (1) （財）消防試験研究センター愛媛県支部
- (2) 愛媛県県民環境部防災局消防防災安全課
- (3) 愛媛県各地方局消防防災安全室及び各地方局支局総務県民室
- (4) 松山市消防局及び各市・町・地区消防本部